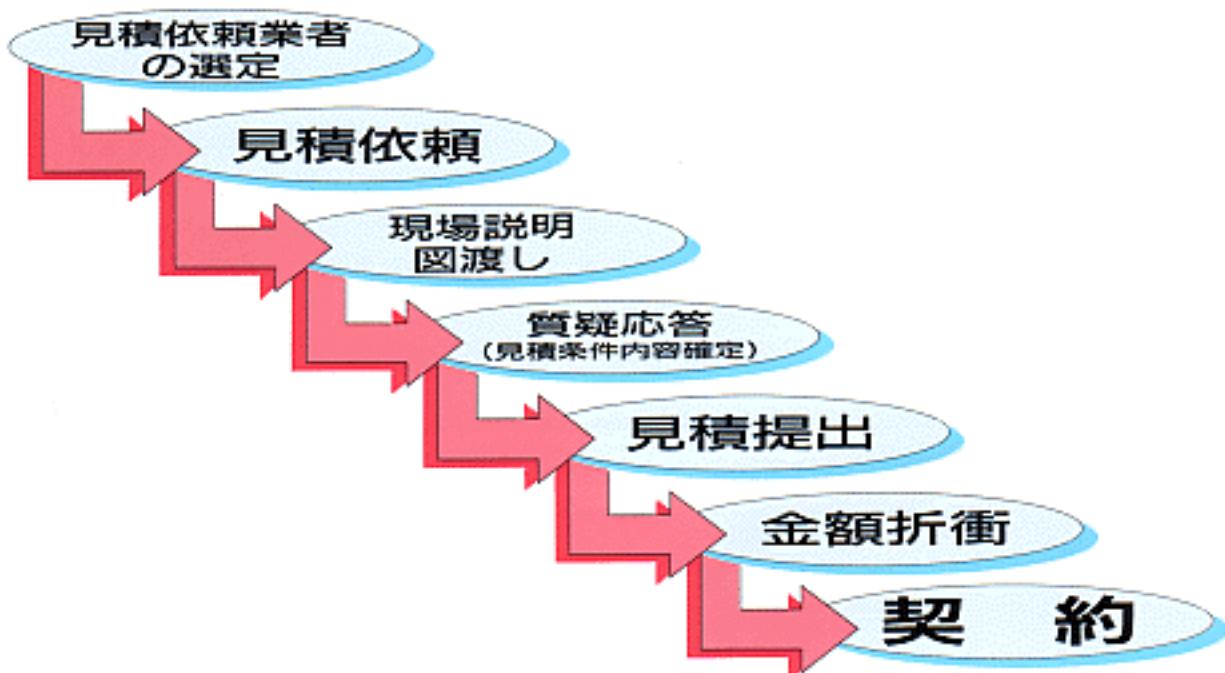


1. 契約締結に至るまでの手順等について

(1) 契約締結に至るまでの手順

総合工事業者、専門工事業者間ににおける契約締結に至るまでの手順は、次のとおりとする。



(2) 契約締結に至るまでの手順の実施方法

契約締結に至るまでの手順である見積依頼、現場説明、質疑応答、見積費目の提示、費用負担の取決めは、書面を用いることとし、必要に応じて口頭による説明を加える等、伝達事項の詳細について、総合工事業者、専門工事業者双方の意思の統一を図る。

(3) 見積依頼時の提示事項

見積依頼において、総合工事業者は専門工事業者に対し、次の事項を書面にて提示する。

- ① 工事名称
- ② 施工場所
- ③ 工期
- ④ 担当工事の概要
- ⑤ 支払条件
- ⑥ 現場説明・図渡しの日時・場所

なお、以上の項目のほか、必要に応じてその他の事項を追加提示する。